

令和4年度 文教委員会資料⑧

【議案第99号】

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前								
○川崎市大山街道ふるさと館条例 平成4年3月30日条例第20号 別表（第8条、第9条関係）					○川崎市大山街道ふるさと館条例 平成4年3月30日条例第20号 別表（第8条、第9条関係）								
種別		利用料				種別		利用料					
		午前 9時30分～ 12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時 30分	全日 9時30分～ 9時30分			午前 9時30分～ 12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時 30分	全日 9時30分～ 9時30分		
イベントホール（附帯設備を含む。）		1,930円	2,440円	3,150円	7,520円	イベントホール（附帯設備を含む。）		1,900円	2,400円	3,100円	7,400円		
和室（附帯設備を含む。）		610円	710円	1,010円	2,330円	和室（附帯設備を含む。）		600円	700円	1,000円	2,300円		
会議室 （附帯設備を含む。）	区画しない 場合	1,420円	1,620円	2,230円	5,270円	会議室 （附帯設備を含む。）	区画しない 場合	1,400円	1,600円	2,200円	5,200円		
	区画 する 場合	第1会議室	610円	710円	1,010円		2,330円	区画 する 場合	第1会議室	600円	700円	1,000円	2,300円
		第2会議室	810円	910円	1,220円		2,940円		第2会議室	800円	900円	1,200円	2,900円
備考					備考								
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。								
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午					2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午								

改正後	改正前
前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。	前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。